

表8 各素材価格の変化率  
(3枚中1枚目)

素材名	各素材の平均価格変化率			各素材の回答事業所数		
	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-
	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」
情報カード	-1.0%	0.7%	-0.2%	9	9	9
投影図用紙	2.8%	2.6%	5.6%	5	5	5
コピー鉛筆	1.7%	4.5%	6.8%	9	10	9
水性ペン	-3.8%			5	5	5
両面テープ	-0.6%	0.1%	-0.5%	11	12	11
石膏(ギプス粉)(1袋25kg)	2.8%	2.6%	5.9%	12	13	12
プラスランE(1巻)	2.4%	1.5%	4.1%	10	10	10
ギプス包帯 2列(1巻)	15.3%	1.1%	16.7%	14	15	14
ギプス包帯 3列(1巻)	22.8%	1.4%		13	14	13
アクリル樹脂硬性	3.1%	9.3%	14.4%	6	7	6
アクリル樹脂軟性	10.8%	2.3%	13.3%	6	6	6
アクリル樹脂(軟性・硬性)混合	1.5%	2.7%	4.6%	10	9	9
熱硬化性樹脂 硬性	3.4%	7.1%	10.7%	7	7	6
熱硬化性樹脂 軟性	3.5%	8.5%	14.1%	5	6	5
発泡樹脂	1.0%	1.6%	2.9%	7	8	7
ポリプロピレン 4mm	0.4%	-0.3%	0.5%	13	13	12
コ・ポリマー 3mm	2.5%		21.2%	8	9	8
サブ・オルソレン 3mm	0.5%	5.0%	6.6%	7	7	6
オルソレン 3mm	3.3%	9.0%	14.6%	3	5	3
トレラッククリア 3mm	2.2%	2.1%	4.8%	8	9	8
アセトン・シンナー類	13.1%	3.2%	16.4%	14	15	14
PVA シート	7.0%	14.5%	17.6%	4	5	4
PVA 4"	5.2%	14.3%	8.9%	4	4	5
PVA 6"	4.3%	10.2%	15.5%	8	7	8
PVA 8"	5.3%	7.6%	9.2%	10	9	10
PVA 10"	6.2%	9.5%	6.2%	8	7	9
PVA 12"	3.2%	9.7%	6.4%	7	7	8
ナイロンストッキネット 2"	0.6%	8.4%	10.2%	7	8	7
ナイロンストッキネット 3"	1.0%	5.5%	7.4%	10	11	10
ナイロンストッキネット 4"	1.3%	6.7%	9.2%	8	9	8
ナイロンストッキネット 10"	0.5%	0.5%	1.0%	8	8	8
ストッキング	12.4%	5.9%	19.6%	8	9	8
Vマット(1m幅)	0.0%	0.0%	0.0%	4	4	4
テロンフェルト(1m幅)	0.4%	3.3%	2.1%	9	10	9
トレカクロス25mm	6.6%	0.1%	6.7%	6	6	6
トレカクロス50mm	7.0%	0.0%	7.0%	7	7	7
カーボンストッキネット 3インチ		0.0%		1	2	1
カーボンストッキネット 4インチ	8.6%	7.7%	8.6%	3	5	3
カーボンストッキネット 5インチ	5.1%	0.0%	5.1%	4	5	4
カーボンストッキネット 6インチ	6.1%	0.0%	6.1%	3	4	3
カーボンストッキネット 8インチ	7.5%	0.0%	7.5%	2	3	2
カーボンシート材	3.6%	0.0%	3.6%	2	2	2
カーボン帯状のもの(2.5cm幅)	5.0%	0.0%	5.0%	5	5	5
カーボン帯状のもの(5cm幅)	2.9%	0.1%	3.0%	7	7	7
グラスファイバー	2.5%	11.4%	18.0%	3	4	3

表8 各素材価格の変化率（つづき）  
（3枚中2枚目）

素材名	各素材の平均価格変化率			各素材の回答事業所数		
	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-
	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」
クローム革	1.6%	6.2%	6.7%	12	14	12
なめし革	2.0%	10.2%	7.2%	8	7	9
ヌメ革	2.0%	9.7%	11.5%	9	9	10
茶利革	0.0%	8.8%	8.8%	4	4	4
合成皮革(クラリーノ等)	1.6%	1.1%	2.7%	9	12	9
木ブロック	0.0%	0.0%	0.0%	3	3	3
桐材	0.0%	15.6%	0.0%	4	5	4
アングルブロック(ホウ材)	0.4%	0.0%	0.0%	4	4	3
軽合金(ナマコボー) 16mm×1m	0.0%	1.1%	1.5%	6	8	6
半月材 厚さ2mm 幅13mm×1m	0.0%	0.7%	0.8%	7	8	7
PEライト5mm(1m角)	2.5%	0.1%	2.6%	11	13	11
黄スポンジ	1.2%	2.5%	0.9%	10	10	10
ゴム系樹脂クッション素材	0.0%	2.3%	2.3%	2	2	2
ピラミッドシート等滑り止めシート	2.5%	2.8%	5.2%	5	5	5
ゴム帯地(25mm幅)	-5.3%	-0.2%		5	6	5
ダクロンテープ(25mm幅)	7.1%	5.9%	11.5%	9	10	9
ビニール管(義手・腋下部用)	0.9%	1.4%	2.5%	5	4	4
ベルト(バックル)	12.9%	0.0%	12.9%	7	7	7
丸環	2.0%	0.0%	2.0%	5	5	5
フェルト	2.1%	7.3%	10.0%	10	11	10
帆布	9.1%	7.7%	17.7%	9	10	9
オペロン	1.5%	0.0%	1.6%	8	9	8
パイル地	0.0%	2.5%	2.8%	9	10	9
布(上記以外のもの)	3.0%	8.6%	11.7%	5	5	5
スパンデックス	3.3%	4.2%	7.8%	2	2	2
リフト版	10.1%	0.0%	10.1%	1	1	1
ウレタンチップ #6000 10mm	15.2%	7.5%		5	5	5
ウレタンチップ #6000 20mm	3.3%	2.5%	6.1%	5	5	5
ウレタンチップ #6000 60mm		6.0%		4	4	4
ウレタンチップ #8000 10mm	8.1%	8.5%	17.4%	3	3	3
ウレタンチップ #8000 20mm	8.1%	0.2%	8.4%	3	3	3
ウレタンチップ #8000 60mm	5.6%	14.1%	20.1%	3	3	3
ウレタン 10mm厚	9.3%	1.5%	5.5%	9	9	8
低反発ウレタン 15mm厚	-1.5%	9.2%	7.9%	8	9	8
ムマック 10mm厚	0.0%	0.0%	0.0%	3	3	3
ムマック 15mm厚	算出値なし	算出値なし	算出値なし	0	0	0
合板 90cm x 180cm 9mm厚	4.1%	11.0%	14.5%	9	10	9
ビニールレザー	6.0%	-0.1%	6.0%	11	11	11
マジックベルト 25mm幅	1.8%	0.3%	2.3%	14	15	13
マジックベルト 30mm幅	0.0%	1.1%	1.1%	8	7	7
マジックベルト 38mm幅	1.7%	0.6%	0.4%	8	8	7
マジックベルト 40mm幅	0.0%	2.0%	2.0%	1	1	1
マジックベルト 50mm幅	1.2%	-3.3%	-2.4%	17	17	15
マジックベルト 上記以外の幅	0.0%	0.0%	0.0%	11	11	12

表8 各素材価格の変化率（つづき）

(3枚中3枚目)

素材名	各素材の平均価格変化率			各素材の回答事業所数		
	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-
	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」
Wラッセル	0.0%	0.0%	0.0%	3	3	3
エアータッチ(シングル)	-2.4%	-0.5%	-0.1%	10	10	10
エアータッチ(ダブル)	0.0%	0.0%	0.0%	2	2	2
ナイロンベルト 25mm幅	0.0%	0.0%	0.0%	2	2	2
ナイロンベルト 38mm幅	0.1%	-0.6%	-0.5%	11	11	11
ナイロンベルト 50mm幅	2.3%	1.1%	3.5%	9	9	9
ラミネート 5mm厚	0.6%	0.0%	2.2%	12	12	13
防水シート	算出値なし	算出値なし	算出値なし	0	0	0
バックル 25mm幅用	4.8%	5.4%	10.5%	3	3	3
バックル 38mm幅用	4.5%	3.2%	4.8%	11	13	11
バックル 50mm幅用	5.5%	0.0%	5.5%	8	10	8
アジャスター 25mm幅用	5.3%	0.3%	5.6%	10	11	10
アジャスター 38mm幅用	8.3%	2.9%	13.7%	10	11	10
アジャスター 50mm幅用	8.8%	2.0%	12.3%	8	9	8
Dカン 25mm幅用	12.3%	1.7%	15.7%	7	8	7
Dカン 38mm幅用	3.3%	3.6%	6.9%	8	8	8
Dカン 50mm幅用	0.0%	0.0%	0.0%	4	4	4
角カン 25mm幅用	6.3%	7.1%	0.0%	2	2	2
角カン 38mm幅用	1.5%	1.3%	3.0%	15	15	14
角カン 50mm幅用	1.5%	1.8%	3.3%	8	8	8
インプレッションフォーム	1.1%	0.0%	1.2%	11	11	10
フットプリント用紙	2.5%	-2.2%	0.0%	6	7	6
ステンレスパイプ	-5.7%	0.0%	-5.7%	5	5	5
アルミパイプ	6.6%	2.4%	9.2%	8	9	8
鉄パイプ	-5.0%	2.9%	-2.4%	9	10	9
木材	8.7%	-0.7%	9.7%	5	5	5
塗料	0.7%	13.5%	14.3%	7	7	7
ミシン糸	5.6%	0.6%	6.3%	7	7	8
麻糸	2.0%	5.9%	7.2%	18	17	16
スピンドル紐(ダーメン紐)	0.0%	0.0%	0.0%	3	3	3
ボルト	2.9%	4.2%	10.6%	7	8	9
ナット	-1.0%	8.0%	6.1%	12	12	12
ワッシャー	0.7%	0.6%	1.2%	12	12	12
スプリングワッシャー	1.4%	0.0%	1.4%	12	12	12

## 2-2 人件費

調査Aにより得られた平成25年度の人件費金額、就業時間のデータを用いて、時間あたり人件費単価の推定をおこなった。推定の方法は、つぎの通りである。まず、雇用に要する人件費（通常支払われる給与、残業代、賞与、法定福利費の事業主負担分など）から雇用に要する年間人件費（a）を算出し、一方製造・営業にかかる従業員の月間労働時間数から年間労働時

間（b）を算出する。最後に（a）を（b）で除することで、推定人件費単価を得ることができる。

表9に集計結果を纏める。法定福利費事業主負担分の記載のあった事業所の人件費単価の平均は、1,865円/時であった。なお、法定福利費事業主負担分の記載のなかった事業所を含めた試算では1,783円/時となった（同表（参考1））。

表9 時間あたり人件費単価算出結果

	有効回答全体	(参考1)法定福利費事業主負担分の記載のない事業所を含む	(参考2)義肢取扱のある事業所のみ	(参考3)義肢取扱のない事業所のみ
平均人件費単価	1,865	1,783	1,898	1,757
中位値	1,820	1,773	1,868	1,735
最大値	3,921	3,921	3,921	3,590
最小値	651	635	651	937
標準偏差	543	562	550	506
該当回答数	194	253	149	45
平成23年度調査結果	1,901	1,863	2,002	1,726
今回調査と平成23年度調査の差率	-1.9%	-4.3%	-5.2%	+1.8%
平成21年度調査結果	1,873			
今回調査と平成21年度調査の差率	-0.4%			

今回の結果は、平成23年度に実施した調査結果に比べると、1.9%低い結果が得られた。特に義肢の取扱のある事業所のみでみると、前回調査に比べ5.2%低い水準であった（同（参考2））。これに対し、義肢取扱のない事業

所では、1.8%高い水準であった（同（参考3））。また、前回の人件費単価想定引き上げ（平成22年度）の際参考とされた平成21年度調査とはほぼ同じ水準の結果であった。

なお、人件費単価の分布は、図2のとおりである。

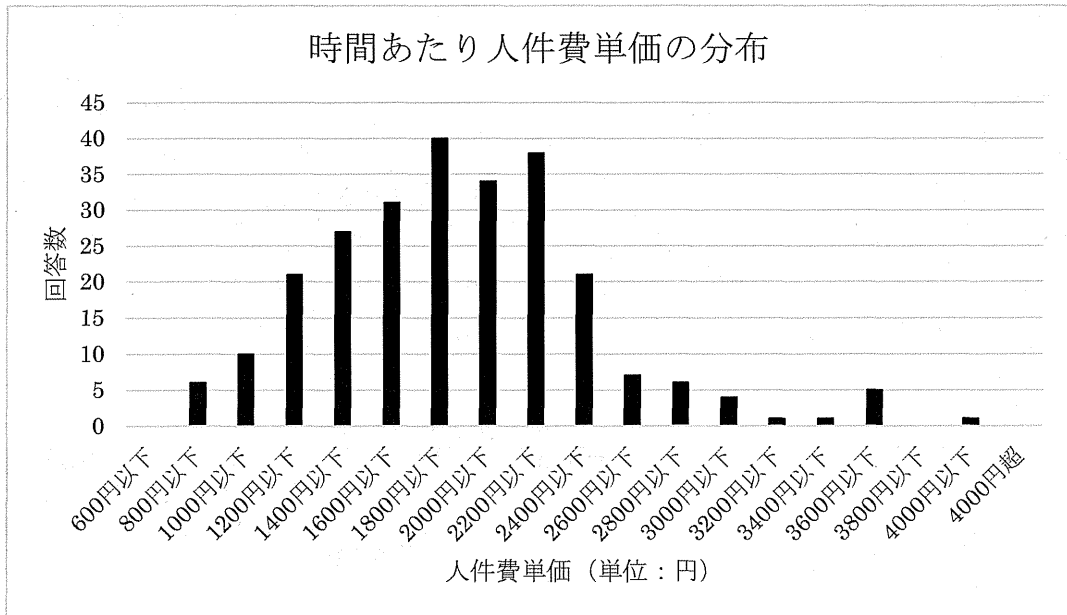


図2 時間あたり人件費単価の分布

・法定福利費事業主負担料率の変化  
 表9の数値は（参考1）を除いて、法定福利費の事業主負担分を含んだ数値である。この法定福利費の事業所（雇用者）負担料率は、表10が示すように少しずつ引き上げられる傾向にある。

表10 法定福利費事業主負担料率の改定

	介護保険					
	健康保険料	料(2号被保険者の場合)	厚生年金保険料*	児童手当 拠出金	労災保険料	雇用保険料
平成21年度	4.090%	0.595%	7.675%	0.130%	0.650%	0.700%
平成22年度	4.660%	0.750%	7.852%	0.130%	0.650%	0.950%
平成23年度	4.740%	0.755%	8.029%	0.130%	0.650%	0.950%
平成24年度	4.985%	0.775%	8.206%	0.130%	0.550%	0.850%
平成25年度	4.985%	0.775%	8.383%	0.150%	0.550%	0.850%
平成26年度	4.985%	0.860%	8.560%	0.150%	0.550%	0.850%

\* 9月(納付月10月)料率改定項目につき、前年9月改定の値を記載。

その他の項目は、3月(納付月4月)料率改定項目。

※算出の便宜上、健康保険料については東京都の料率を仮定。また介護保険料については、第2号被保険者の料率を仮定。

表9の項で述べたように、調査時点の人件費単価の水準は現行人件費単価設定のもととなった平成21年度調査結果とほぼ同じ水準である。しかし、前回調査以降、法定福利費事業主負担分の料率は少しずつ引き上げられていることから、同費用を除いた、従業員に帰する課税前人件費にかかる時間あたり単価は減少していることが考えられる。表11の試算によれば、

平成21年度以降平成25年度に至るまでに、人件費（法定福利費事業主負担分を含む）に占める法定福利費事業主負担分の割合は、1.63%増加している。従って、この間に従業員に帰する課税前人件費にかかる時間あたり単価は平成21年度以降  $-0.4\% - 1.63\% \div -2.0\%$  より、2%程度低下していると考えられる。

表11 法定福利費事業主負担分の増加

	人件費金額に占める 法定福利費事業主 負担分の割合(概算 値)	対平成 21年度 比	対平成 23年度 比
平成21年度平均	12.23%	0.00%	-1.23%
平成22年度平均	13.10%	+1.01%	-0.23%
平成23年度平均	13.30%	+1.24%	0.00%
平成24年度平均	13.48%	+1.45%	+0.21%
平成25年度平均	13.63%	+1.63%	+0.38%

※事業主負担分の算出上の仮定については、表10下部の註記に準拠する。

・(参考) 労働時間に占める移動時間の割合  
調査Aでは労働時間に占める移動時間の割合についての設問を設けた。結果、割合の平均値として下記の数値が得られた。  
週20時間以上勤務の人の場合  
義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士（経営者を除く）：27%  
義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員：10%  
経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員：19%

週20時間未満勤務の人の場合  
義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士（経営者を除く）：12%  
義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員：3%  
経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員：2%

ただし、本設問は回答に「100%」など明らかに不正確と思われるものが含まれておりかつそれを適切に判別することが困難であるので、参考値として掲げるのみとする。

## 2-3 費用構成

費用構成については、

- ・昭和53年度調査における義肢製作費用の原価計算上の分類を参考に設定した、個々の費目の大きさを明らかにする。
- ・本調査は調査Bにより、日本義肢協会・日本車いすシーティング協会から推薦を受けた35事業者を対象に実施した。調査対象のうち日本義肢協会24、日本車いすシーティング協会11。立地地域、従業員数規模が多様になるよう選出を依頼した（ただし、本調査により得られた営業利益率は平均3.1%と全体調査による調査Aの結果（平均2.7%）よりやや高めである点、多少のバイアスがあるかもしれない）。
- ・その際、個々の事業別の売上に関する設問と、事業別売上高に対する事業内費用の比率等についての設問を設けることで、事業別の費用構成および事業別利益率の推定をおこなった。通常、収益（売上）データを事業別に分類することは比較的容易であるものの、費用データについては事業別に分類することが困難であるため、事業別の収益性を評価することは困難である。ここで用いる方法は、回答誤差が大きい場合がありうることから、定量的な正確性を期すことはできないものの、事業別の費用構成や採

算性について大まかな傾向を把握できると考えられる。

- ・結果は、表12に示す通りである。

### 主要な結果

- ・費用に占める、素材費、作業人件費以外からなるその他の費用の割合は、昭和53年度、54年度調査結果が示すより高い割合になっていると考えられる。
- ・個別事業の収支については、義肢事業が約55%の赤字であるのに対し、装具事業（既製品を除く）は約49%の黒字であるとの結果が得られた。上述したように、本手法は正確性上の限界があり、この数値を定量的に鵜呑みはできないものの、義肢事業で生じる赤字が装具事業の黒字で補われている構造を示唆していると考えられる。
- ・全体の費用構成のなかで、人件費の対売上高比が平均43.3%と業種等と比較し、際だって人件費比率が高いことが示された。またこれに関連して、費用のうち消費課税の対象となるもの（ここでは人件費以外の費用が凡て該当すると仮定）の対売上高比率が平均51.9%であるとの結果が得られた。





2-4 費用の変化と収支への影響

これまで挙げた各調査の結果によれば、平成23年度以降、素材費は増加し、人件費は減少していることが考えられる。素材単価、人件費単価の変化の影響が全体として収支にどのように影響するか試算をおこなった。

仮定として、下記をおいた。

- ・2-1で示した素材単価変化率分だけ、物品費全体が増えるものとする。
- ・2-2で示した人件費単価変化率分だけ、人件費全体が変化するものとする。
- ・その他の費用ならびに売上高は変化しないものとする。
- ・「現時点」の想定など、その他のパラメータ設定については、表13の下註を参照。算出結果は、表13のとおりである。費用変化の結果算出される現時点の営業利益率は0.2%である。調査結果が示す平成24年度（「平成24年10月1日を含む会計期間」）の平均営業利益率は2.7%であり、この試算値よりは高いものの、費用の変化が収支を悪化させることが推測できる。

なおこの試算結果による現時点利益率と営業利益率の調査結果の値との間に差が生じることについては、

- ・素材単価変化率分だけ物品費全体が増えるものとしているが、実際はずれが生じうる（完成用部品など）。
  - ・調査結果による平均営業利益率（2.7%）の調査対象時点が、「現時点」の想定範囲のうち前のほうの時期に位置しているのに対し、費用の変化率の数値は後ろのほうの時期の数値（素材価格：変化後の時期は平成26年度上半期、人件費単価：変化後の時期は平成24～25年度頃）ことが影響している。
  - ・上記仮定の物品購入費・人件費の変化は価格面の変化によるが、同時に物品購入の分量や雇用量的な面の調整もおこなわれる。
  - ・実際には、その他の費用や売上（他事業を含む）などの調整がおこなわれうる。
- といったことが関係していると、考えられる。参考までに、表14に本調査結果による、売上高（営業収益）および営業費用の推移について示す。同表が示すように、実際には営業費用だけでなく、売上高も若干増加している。

表13 本調査結果が示す近年の費用変化が収支に与える影響

	平成23年度時点				現時点 **	
	対売上高比	対総費用比	対「現時点」総費用比	変化率**	対売上高比	対総費用比
物品購入費用	34.3%	35.4%	35.3%	+3.5%	36.7%	36.5%
人件費（営業・製造以外に従事する人にかかるものを含めた人件費全体）	45.0%	46.5%	46.3%	-1.9%	45.6%	45.5%
うち法定福利費事業主負担分を除いた数値	(39.0%)	(40.3%)			(39.4%)	(39.3%)
その他の費用（小計）	17.5%	18.1%	18.0%	0.0%	17.5%	18.0%
	(96.8%)	(100.0%)	(99.6%)		(99.8%)	(100.0%)
営業利益率 （23年度の値－当該値との差）	3.2% 実績値				0.2% 本試算による (-3.0%) 推定値	

\* 調査A結果より営業利益率を設定。

\*\* 費用の対総費用構成比は、25年を想定。素材費は26年度上半期を想定、人件費については概ね24～25年度を想定。構成比は調査Bの結果をもとに設定。変化率は今回調査結果（調査A、C）の数値を設定。その他の費用の対売上高比は、変化しないと仮定。法定福利費事業主負担料率は平成25年度平均を想定。

表14 売上高および営業費用の推移

	売上高の推移			営業費用の推移		
	平成23年 10月1日を 含む会計 期間の対 前期売上 高変化率	平成24年 10月1日を 含む会計 期間の対 前期売上 高変化率	平成24年 10月1日を 含む会計 期間の2 期前に対 する売上 高変化率	平成23年 10月1日を 含む会計 期間の対 前期営業 費用変化 率	平成24年 10月1日を 含む会計 期間の対 前期営業 費用変化 率	平成24年 10月1日を 含む会計 期間の2 期前に対 する営業 費用変化 率
平均値	0.9%	0.3%	1.3%	1.3%	1.4%	2.7%
中位値	1.2%	0.4%	0.9%	1.4%	1.0%	2.2%
最大値	29.1%	23.7%	30.0%	29.1%	26.3%	28.4%
最小値	-29.1%	-28.6%	-27.9%	-27.3%	-22.6%	-29.4%
標準偏差	8.8%	8.2%	10.0%	9.0%	8.3%	9.2%
有効回答数	241	244	236	245	245	233

3. H25 年度テクノエイド協会調査の補足調査

3-1 (義肢・装具) カーボン素材の使用状況について

厚生労働省 平成 25 年度障害者総合福祉推進事業としてテクノエイド協会で行った「補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査事業」の補装具調査の中で、義肢装具制度についての取り扱いに関する要望に上がっていたカーボン素材について調査を行った。要望のカーボンに関する内容は、次の3点であった。

- ・義足の股義足から足指義足までの全ての採型区分に対してカーボンの加算を含めてほしい。
- ・「カーボンストッキネット」の文言を「カーボン素材」に変更してほしい。
- ・装具製作時にもカーボン素材使用を認めてほしい。

そこで、実態を把握するため、調査 D でカーボンの使用状況と使用方法について調査を行

った。調査項目は、義足のそれぞれの採型区分においてカーボンを使用してソケットを製作しているか。下肢装具のそれぞれの支持部でカーボンを使用しているか。また、カーボンを使用する場合、現在の加算要素で認められているカーボンストッキネットを使用しているのか、他のカーボン素材を使用しているか。その時の使用量と金額について聞いた。

結果

調査書は義肢装具を製作している 24 社に対して送り、10月8日現在で 13 社からの回答があった。回答のあった 13 社のデータを分析した。義足の採型区分は B-1 股義足、B-2 大腿義足、B-3 膝義足、B-4 下腿義足、B-5 下腿義足 (サイム義足)、果義足、B-6 果義足、足根中足義足、B-7 足指義足である。図 3 は、それぞれの義足の種類でカーボンを使用しているか聞いた結果である。B-7 に当たる足指義足では、カーボンは 使用されていないかった。

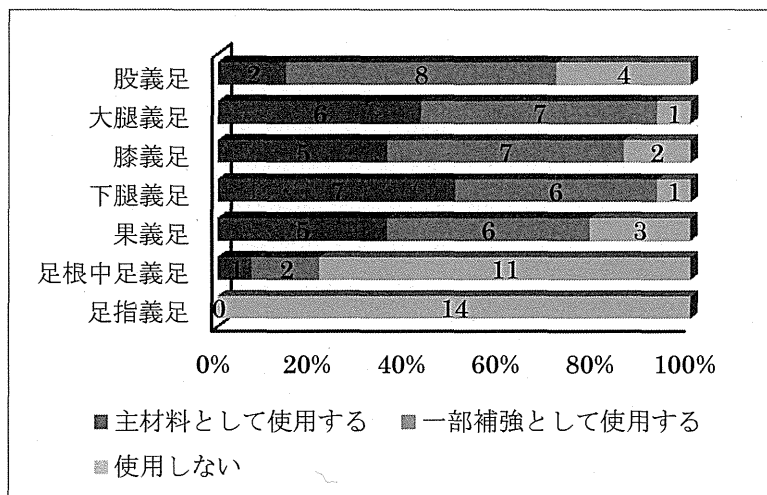


図 3 義足のそれぞれの採型区分におけるカーボンの使用状況

現在、カーボン使用による加算がない下肢装具の支持部でも、カーボンを使用しているデータが得られた (図 4)。下肢装具でもカーボンを

使用していると回答のあった会社が大腿部と下腿部では 6 件、足部では 9 件あった。

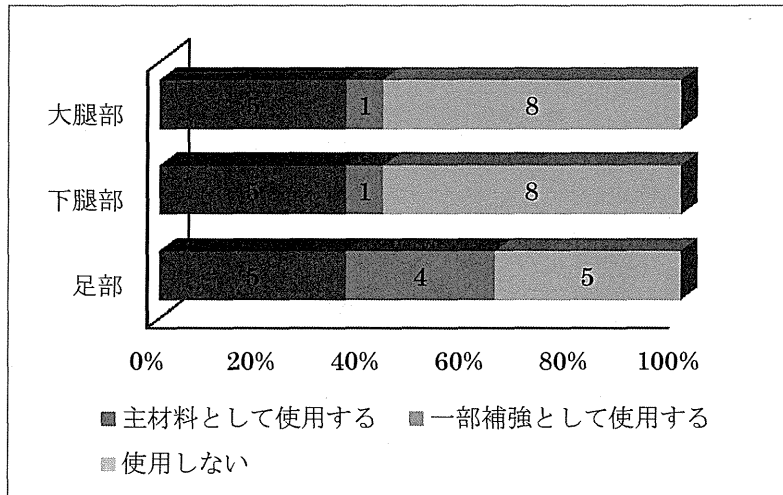


図4 下肢装具の支持部で使用されているカーボン素材

義足に使用するカーボンの種類は、ストッキネットタイプ（筒状に編んであるもの）、シート材（布状に織ってあるもの）、帯状のもの（5cm幅のもの）、帯状のもの（2.5cm幅の

もの）がある。現在設定されているカーボンストッキネットの加算金額と回答のあった使用したカーボンストッキネットの価格帯を図5に示す。

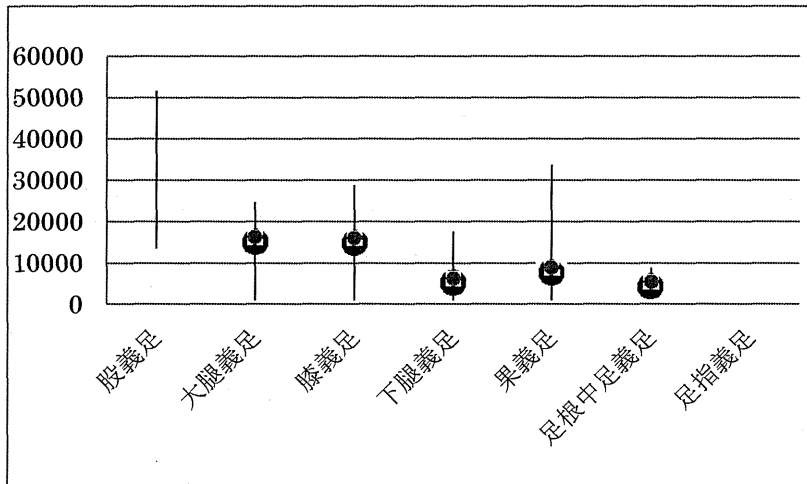


図5 カーボンストッキネット使用時のカーボンストッキネットの価格帯と、現在の支給制度で加算要素として設定してあるカーボンストッキネットの加算価格

主材料としてカーボン素材を用いたときの、使用されるカーボンストッキネットとカーボンストッキネット以外のカーボン（カーボンシー

トと帯状のカーボン）素材の金額の内訳を図6に示す。

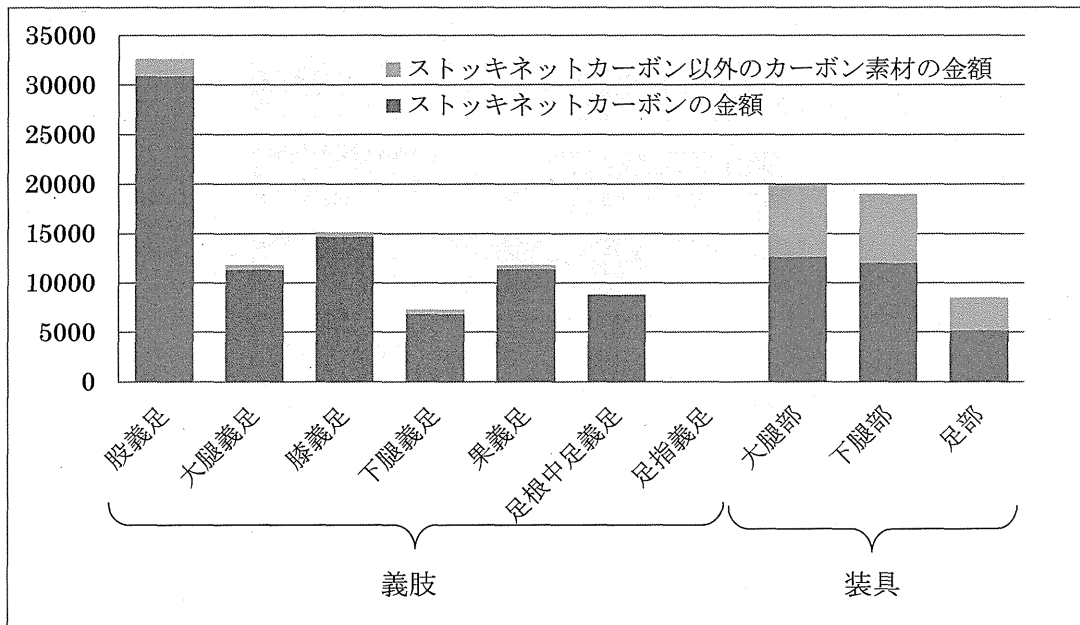


図6 一本の義足・装具に使用するカーボンの内訳

横軸の股義足から足指義足までは義足、大腿部から足部までは装具で使われたカーボン素材を示している。義肢では、カーボンストックネットを使用した場合、カーボンストックネットとカーボンストックネット以外のカーボン素材ではカーボンストックネットが大半を占めている。しかし、装具では、カーボンストックネットを使用した場合でも、カーボンストックネット以外のカーボン素材の価格が大きい。これは、義足と装具の製作方法の違いから来ている。義足では、カーボンストックネットを被せるだけであるが、装具では、支柱とカフに当たる部分を別々に積層していくなどカーボンストックネットとカーボンシートを組み合わせることで支持部の形状を造るためである。

また、装具については、現在カーボン使用の加算はない。主たる積層材料としてカーボンを使用した場合、製作要素、支持部、熱硬化性樹脂で設定されている価格にカーボン素材費の占める割合は、平均で大腿部:64%, 下腿部:66%, 足部:41%となっていた。

**要望**

義足の股義足から足指義足までの全ての採型区分に対してカーボンの加算を含めてほしい。

B-1 股義足については、カーボンを使用した製作が行われており、B-7 足指義足については、どの会社もカーボンを使用していなかった。股義足のソケット製作において、カーボンを主材料とした製作が行われていた。

「カーボンストックネット」の文言を「カーボン素材」に変更してほしい。

「カーボンストックネット」の文言を「カーボン素材」に変更することにより、カーボンストックネット以外のカーボンシートや帯状のカーボンを使用した場合でも、カーボンの加算ができるようにしてほしいとの要望である。しかし、カーボンの使用目的を聞いたところカーボンシートや帯状のカーボンは部分的な補強のために使われていた。

義足では、主たる積層材にカーボンシートや、帯状のカーボン素材を用いているデータは得

られなかった。

装具製作時にもカーボン素材使用を認めてほしい

装具でもカーボンを使用しているデータが取れた。さらに義足とは異なり、カーボンストックキネットだけではなく、カーボンストックキネット以外のカーボン素材を組み合わせて使用していた。加算項目を検討する際には、カーボンストックキネット以外のカーボンシートや帯状のカーボン素材も使うことを想定してカーボン使用を加算ができるように設定する必要がある。

3-2 (装具) 修理項目「マジックバンドの交換」への別サイズの追加について  
同じくテクノエイド協会で行った「補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査事業」の補装具調査の中で、義肢装具制度についての取り扱いに関する要望に上がっていた装具修理における「マジックバンドの交換」の項に関する要望について、調査を行った。

#### 要望

「修理箇所ごとに 25mm 幅のものは 800 円、50mm 幅のもの 1,100 円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格とすること」は「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。」の「25mm 幅のものは 800 円、50mm 幅のもの 1,100 円とすること」を、「25mm 幅のものは 800 円、30mm 幅のものは〇円、40mm 幅のものは〇円、50mm 幅のもの 1,100 円とすること」に変更。

素材価格調査のなかで、幅サイズ別のマジックバンド（調査票中の表記は「マジックベルト」）の価格に関する設問を含めたところ、下記のとおりサイズの別に件数の回答を得た（当該調査票（調査 C）の発送数 35、回収数 24）。

要望を踏まえ、具体的には、どのような幅サイズについて回答が得られるかという点と、異なる幅のものの価格比がどのようになっているかについてデータを収集した。結果の概要を表 15 にまとめる。

表15 マジックバンドのサイズ別価格の回答数  
および25mm幅のもの、50mm幅のものに対する価格比

	回答数		価格比	
	全体	うち日本 義肢協会 会員のみ	25mm幅 に対する 比率	50mm幅 に対する 比率
マジックバンド 16mm幅	2	1	0.817	0.456
マジックバンド 20mm幅	2	1	0.899	0.467
マジックバンド 25mm幅	19	12	1.000	0.520
マジックバンド 30mm幅	9	9	1.276	0.637
マジックバンド 38mm幅	9	8	1.383	0.711
マジックバンド 40mm幅	1	1	1.571	0.805
マジックバンド 50mm幅	20	11	1.968	1.000
マジックバンド 100mm幅	8	4	3.643	1.909

※現行制度で装具修理の「マジックバンドの交換」の項で価格が定められているのは、25mm幅(800円)、50mm幅(1100円)のみ。

結果によれば、現行制度で価格が定められている、25mm幅、50mm幅のもの他に、16mm、20mm、30mm、38mm、100mmの各幅のものが回答者中複数の事業者により購入されていることがわかった。特に、30mm、38mm、100mmについては、装具の取扱が明らかにあると考えられる日本義肢協会会員のみで4事業所以上購入していることがわかった。また、バンドの幅が広がるほど単価が高くなることが確認された。

現行の25mm幅、50mm幅といった特定の幅のみにピンポイントで価格を定めるのではなく、「〇〇mm～□□mmの場合△円」といった価格設定の仕方のほうが柔軟にバンド幅を選択できると考えられる。

#### D. まとめ

本稿では、現在の義肢・装具・座位保持装置の価格を検討するうえで参考になると考えられる製作費用・採算状況等についてまとめた。今回の調査は、包括的な費用構成の調査や、現行制度でストックネットのみ部分的に加算対

象となっているカーボン素材について義肢・装具での使用状況についての調査等、近年の調査になかった項目を含めての調査となった。製作費用状況調査結果の一部は、平成26年度末に向けた厚生労働省の義肢等価格改定作業において参照された。

今後の研究を通じ、価格根拠となる製作費用データを包括的に収集し直し、現状に即した価格設定案を作成するための基礎データを整備したいと考えている。

#### E. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

1. ○我澤賢之, 山崎伸也. 「義肢・装具・座位保持装置製作費用調査結果報告」, 第24回厚生労働省補装具評価検討会, 2014-11-19.

2. ○我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅. 「義肢・装具・座位保持装置製作の費用・採算」, 第30回日本義肢装具学会学術大会, 2014/10/18-19, 岡山.

F. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし

山内繁ほか. 義肢装具の工作法等に関する調査  
研究報告書, 財団法人テクノエイド協会,  
2000.3.

山崎伸也, 我澤賢之. 「義肢・装具・座位保持  
装置製作の人的費・素材費調査」, 経済学的手  
法による補装具の価格構成に関する研究 平成  
20-21年度（研究代表者 井上剛伸）総合研究  
報告書, 2010.3.

G. 参考文献

TKC グループ. TKC 経営指標速報版,  
<http://www.tkc.jp/tkcnf/bast/sample/>  
平成 26 年 4 月決算～平成 26 年 6 月決算速報  
版掲載時 URL（平成 26 年 10 月 9 日時点）  
<http://www.tkc.jp/clientcompany/bast/>

飯田卯之吉. 「補装具の種目, 構造, 工作法等  
に関する体系的研究」, 厚生省厚生科学研究 (特  
別研究事業) 昭和 53 年度特別研究報告書,  
1979.3.

飯田卯之吉. 「補装具の種目, 構造, 工作法等  
に関する体系的研究」, 厚生省厚生科学研究 (特  
別研究事業) 昭和 54 年度特別研究報告書,  
1980.3.

我澤賢之, 山崎伸也. 「補装具費支給制度の価  
格に関する課題抽出」, 利用者のニーズに基づ  
く補装具費支給制度の改善策に関する研究 平  
成 23 年度（研究代表者 相川孝訓）分担研究  
報告書, 2012.3.

我澤賢之, 山崎伸也. 「補装具費支給制度の価  
格に関する課題抽出」, 利用者のニーズに基づ  
く補装具費支給制度の改善策に関する研究 平  
成 24 年度（研究代表者 相川孝訓）分担研究  
報告書, 2013.3.

経済産業省. 企業活動実態調査,  
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/>

財務省. 法人企業統計調査,  
<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/>



義肢・装具・座位保持装置製作実態調査  
調査票A：人件費（移動時間を含む）・収支について  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所  
山崎伸也  
我澤賢之

※本研究は、厚生労働科学研究費助成事業（身体・知的等障害者）「補装具の適切な支給実態のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者 井上 剛 伸）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス（メールご使用の場合）	

下記の細長の取扱いの有無について、取扱いのあるものに○、ないものに×をお書き下さい。

義肢	
装具	
座位保持装置	
※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。	
※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。	
※お手数ですが、同封の返信用封筒もしくはeメールにてご返送ください。	
下記の団体に加入されている場合、○印をお書き下さい。	
日本義肢協会	
日本車いすシーティング協会	

●毎月の給与等支給について

記入対象期間 2013年9月1日～9月30日

※給与計算の締め日が月末でない場合は、2013年9月30日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 2013年9月21日～10月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。 → 2013年 月 日 ~ 月 日

※対象者。対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

	1.従業員数 単位：人	2.1ヶ月間の 延べ出勤日数 単位：日	3.1ヶ月間の延べ実労働時間数		4.毎月支給される給与等(支給額ベース) ※賞与等は含みません。 合計(=4a+4b+4c)	4a 通常労 賃支給分 (税引前。残 業含む) 単位：円	4b 退職金 その他積み 立て 単位：円	4c 法定福 利費 単位：円
			所定内労働時間 単位：時間	所定外労働時間 単位：時間				
<b>週20時間以上勤務の方について</b>								
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)								
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)								
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)								
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について								
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、業務依頼等(註3)。								
<b>週20時間未満勤務の方について</b>								
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)								
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)								
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)								
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について								
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、業務依頼等(註3)。								

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

註3 外部事業者との契約による場合対象1事業者につき1名としてください。月額契約はその月額を記入、決算期等で費用が異なる場合は12カ月分と決算料を合算し12で割った額を記入してください。

●毎月の給与等支給について2

【平成26年度総括・分担研究報告書】

記入対象期間 2013年10月1日～10月31日

※給与計算の締め日が月末でない場合は、2013年10月31日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 2013年10月21日～11月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。→ 2013年 月 日 ～ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

	1.従業員数 単位:人	2.1ヶ月間の延べ出勤日数 単位:日	3.1ヶ月間の延べ実労働時間数 単位:時間		4.毎月支給される給与等(支給額ベース) ※賞与等は含みません。 合計(=4a+4b+4c) 単位:円		
			所定内労働時間	所定外労働時間	4a 通常労 賞支給分 (税引前。残 業含む)	4b 退職金 その他積み 立て	4c 法定福 利費
<b>週20時間以上勤務の方について</b>							
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)							
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)							
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)							
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について							
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。							
<b>週20時間未満勤務の方について</b>							
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)							
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)							
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)							
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について							
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。							

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

註3 外部事業者との契約による場合対象1事業者につき1名としてください。月定額契約はその月額を記入、決算期等で費用が異なる場合は12カ月分と決算料を合算し12で割った額を記入してください。

●賞与について

記入対象期間 2012年10月1日を含む貴事業所の会計期間

例) 会計期間が1月1日～12月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年1月1日～2012年12月1日

会計期間が4月1日～3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年4月1日～2013年3月31日

会計期間が11月1日～10月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年11月1日～2013年10月31日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄に「0」をご記入ください。

	1. 賞与の支給対象となつた従業員数 単位:人	2. 対象期間における賞与の支給額 単位:円
<b>週20時間以上勤務の方について</b>		
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)		
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)		
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)		
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		
<b>週20時間未満勤務の方について</b>		
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)		
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)		
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)		
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

●各種社会保険適用の有無

下記の社会保険のなかで事業所に適用されているものに○印を、適用されていないものに×印をご記入ください。

健康保険	<input type="checkbox"/>
厚生年金保険	<input type="checkbox"/>
労災保険	<input type="checkbox"/>
雇用保険	<input type="checkbox"/>

●労働時間に占める移動時間の割合

下記の各区分ごとに、全労働時間中に占める移動時間の比率をお書きください。

移動時間の比率	
<b>週20時間以上勤務の方について</b>	
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)	%
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)	%
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)	%
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について	%
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。	%
<b>週20時間未満勤務の方について</b>	
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)	%
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)	%
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)	%
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について	%
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。	%

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

註1 株主の売上については、株式会社等告示第298号(平成24年12月1日)施行の改正法に基づき、自己の自己株式は株主に譲渡する移動の前の要項に定める基準(第3項)に定められた通り、各示の別表(個人株主譲渡の99分の103に相当する部分)で算出して下し、自己株式の譲渡(株主に譲渡する部分)を除く。座位保持装置事業の売上金額に当該金額がある場合は、第1項に規定する金額の100分の105の金額で算出して下さい。

●過去3年間の事業所の収支について

ご記入の金額について、消費税は、消費税の別をお書き下さい(ア、独イ、独別) → 算可欄限り、消費税の金額をご記入下さい。

1. 2010年10月1日を含む会計期間 ( )年( )月( )日( )日( )月( )日( )月( )日

科目	費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用			
※事業所に付する人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務用品の合計額を記載して下さい。			
A-2 営業外費用			
※借入金(ローン)や社債等の借入れの費用(支払利息等)、有価証券等の売却で生じた費用など(記入下さい)。ただし、特別損失(通常の経営活動とは異なる)の発生した臨時的特種損失(貸倒損失、特別損失)を除く。固定資産売却損、災害損失、火災損失(火災)を除きます。法人税の支払も含みます。			
A-3 (小計)営業費用(=A-1+A-2)			
利益			
C-1 (小計)営業利益(=B-1-(A-1))			
C-2 経常利益(=B-3)-(A-3)			
合計(=A-1+A-2+C-2)			

2. 2011年10月1日を含む会計期間 ( )年( )月( )日( )日( )月( )日( )月( )日

科目	費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用			
※事業所に付する人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務用品の合計額を記載して下さい。			
A-2 営業外費用			
※借入金(ローン)や社債等の借入れの費用(支払利息等)、有価証券等の売却で生じた費用など(記入下さい)。ただし、特別損失(通常の経営活動とは異なる)の発生した臨時的特種損失(貸倒損失、特別損失)を除く。固定資産売却損、災害損失、火災損失(火災)を除きます。法人税の支払も含みます。			
A-3 (小計)営業費用(=A-1+A-2)			
利益			
C-1 (小計)営業利益(=B-1-(A-1))			
C-2 経常利益(=B-3)-(A-3)			
合計(=A-1+A-2+C-2)			

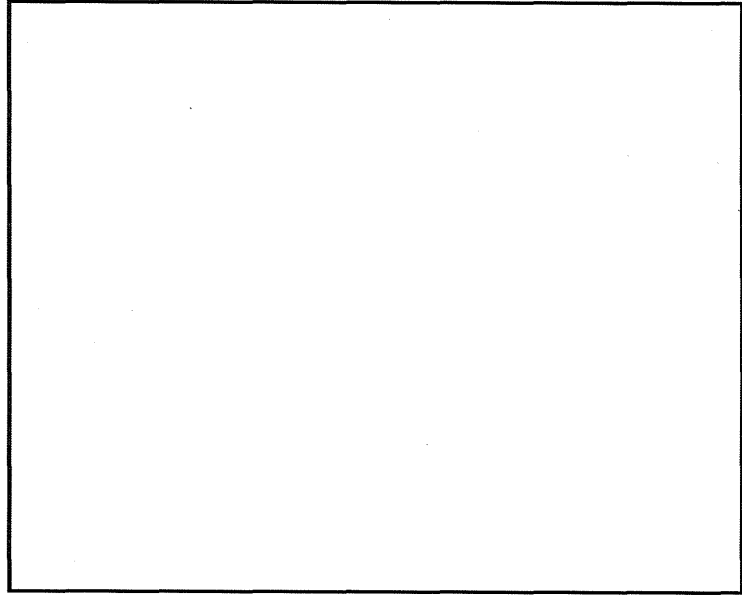
3. 2012年10月1日を含む会計期間 ( )年( )月( )日( )日( )月( )日( )月( )日

科目	費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用			
※事業所に付する人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務用品の合計額を記載して下さい。			
A-2 営業外費用			
※借入金(ローン)や社債等の借入れの費用(支払利息等)、有価証券等の売却で生じた費用など(記入下さい)。ただし、特別損失(通常の経営活動とは異なる)の発生した臨時的特種損失(貸倒損失、特別損失)を除く。固定資産売却損、災害損失、火災損失(火災)を除きます。法人税の支払も含みます。			
A-3 (小計)営業費用(=A-1+A-2)			
利益			
C-1 (小計)営業利益(=B-1-(A-1))			
C-2 経常利益(=B-3)-(A-3)			
合計(=A-1+A-2+C-2)			

●その他

義肢・装具・座位保持装置の価格制度について、ご意見等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)



ご回答いただく設問はここまでです。ご協力ありがとうございました。